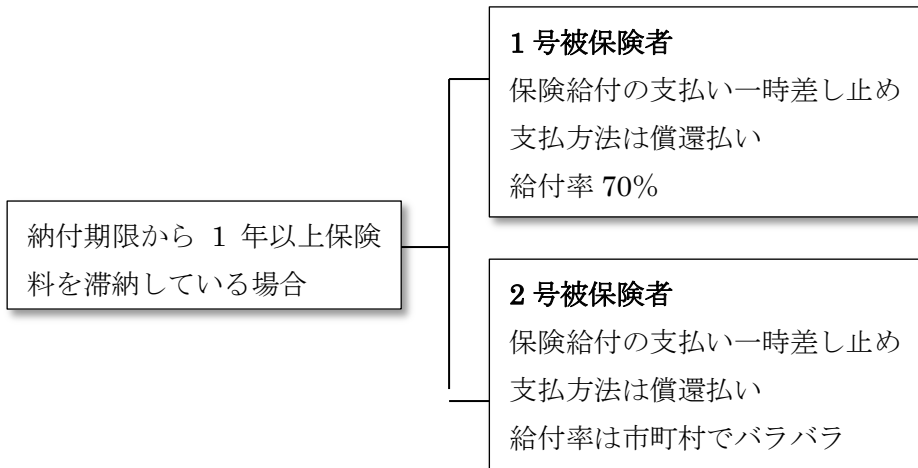


保険料の滞納による処分



「減免」されるケース

以下の場合には給付率 91%~100%

通常	介護給付 90%	自己負担分 10%
	給付率拡大	負担分縮小
減免処置	介護給付 91%~100%	自己負担分 9%~0%

- ・ 要介護者等。生計維持者が震災・風水害、火災等で住宅等の財産に著しい被害を受けた
- ・ 生計維持者が①死亡②心身の重大な障害や長期入院で収入が著しく減少した
- ・ 生計維持者の収入が事業の休廃止や著しい損失、失業等で著しく減少した。
- ・ 生計維持者の収入が干ばつ、非該当による農作物の不作で著しく減少した

高額介護サービス費について

被保険者の自己負担分(通常 1 割)より超えた分について自己負担に上限が設けられているもの

対象となるサービス

- 居宅サービス費
 - 施設サービス費
 - 特例介護サービス費
- 自己負担分

対象とならないもの

- 補足給付
- 上乘せサービス
- 福祉用具購入費
- 住宅改修

所得に応じた 3 区分に設定

- (1) 保険給付内の自己負担額の上限が 15,000 円となる場合
 - ①生活保護者
 - ②老齢福祉年金受給者で、その属する世帯が非課税世帯の者
 - ③自己負担額を 15,000 円にしなければ生活保護受給者となる者
- (2) 自己負担額の上限が 24,600 円となる場合
 - ①その属する全体の世帯員全員が非課税の場合
 - ②自己負担額を 24,600 円にしなければ生活保護受給者となる者

世帯	限度額
一般	37,200 円
非課税世帯	24,600 円
老齢福祉年金受給者	15,000 円

注) 生保受給者についてはこのサービスは適用されない
自己負担分は介護扶助から支給される

世帯合算について

同一世帯に要介護者が複数いる場合、世帯員（同一で生計を共にする者）の上限額を世帯の負担上限額とする

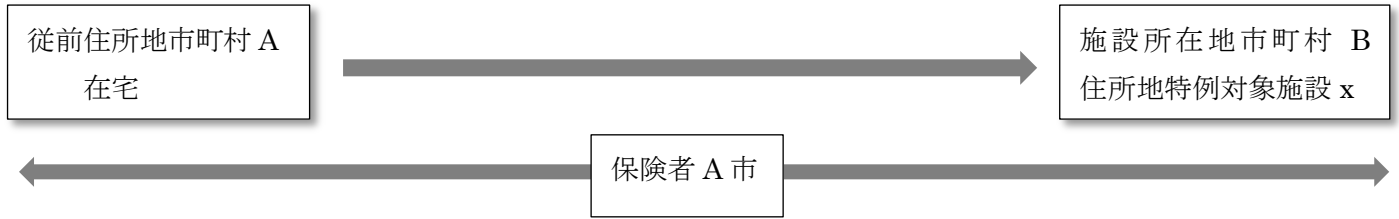
住所地特例地について

概要

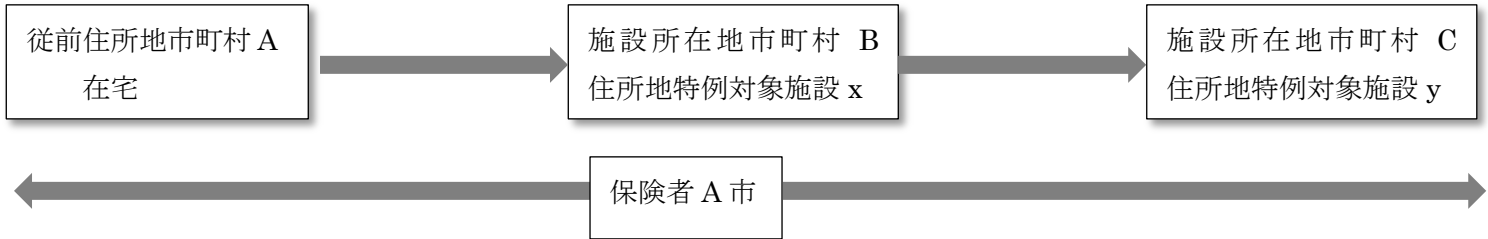
住所要件	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳上の住所があること。日本国籍でも海外に長期滞在して日本に住民票がない場合は該当しない。・2012年7月9日の住民基本台帳法改正に伴い、適法に3カ月を超えて在留する外国人で住所を有すると認められる人は、介護保険に加入することになり、日本人と同様のサービスを受けることができる。したがって、この条件に当てはまる場合は、保険料を納めなければならない。
住所地特例	被保険者が他市町村の介護保険施設等（住所地特例対象施設）に入所または入居し、施設所在地に住所を移した場合、施設入所前の市町村の介護保険被保険者として取り扱われる。 これは、ある市で介護保険施設等が多く建設されており、そこへ他の市町村からどんどん要介護者が転入してくると給付費が膨らんで保険財政がひっ迫してしまう可能性があるため。
対象施設	①介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ②特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅） ③郭養護老人ホーム（老人福祉法の入所措置が取られている場合） ※ <u>地域密着型の施設（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）は、住所地特例の対象にならない。</u>

住所地特例と保険者の関係

①A市（在宅）⇒B市（住所地特例施設 x）



②A市（在宅）⇒B市（住所地特例施設 x）⇒C市（住所地特例施設）



③A市（在宅）⇒B市（住所地特例施設 x）⇒B市（在宅）

